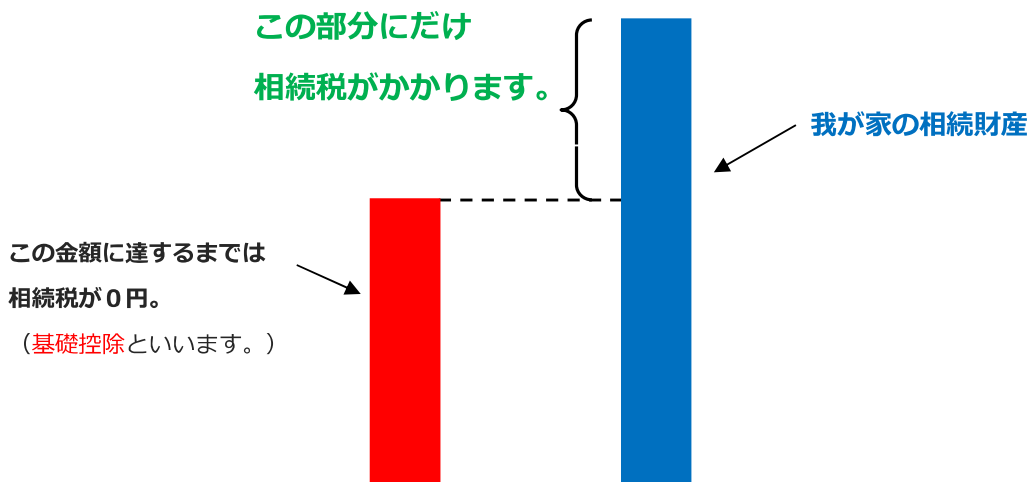


税金の申告

遺産が一定以上あると、相続税がかかります。
税務署に正しく申告することによって、税金が
安くなる場合もあります。



相続税のしくみ



は、この金額までなら相続税はかからないという**上限金額**です。

(H27年以降の死亡なら)

3,000万円 + 600万円 × 人 が**上限金額**です。

(“ 人 ” は、ご遺族の人数などによって決まります。)